

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

宣 言 書

当クラブは、**2020** シーズンの J 1 クラブライセンスを申請いたします。仮に交付拒絶の決定を受ける場合は、順次、J 2 クラブライセンスおよび J 3 クラブライセンスの審査を行っていただきたく、その旨併せて申請いたします（以下これらの申請を総称して「本ライセンス申請」という）。

また、本ライセンス申請に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「J リーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

2. 基準 L.01 について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）、アジアサッカー連盟（以下「A F C」という）、J F A および J リーグの規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけ F I F A および / または A F C が関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports（以下「C A S」という）が専属的管轄を有すること。
- (3) F I F A、A F C 及び J リーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできないこと。

- (4) 国内レベルにおいては J F A または J リーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、A F C に公認されている競技会に出場すること。
- (6) 「J リーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 本ライセンス申請に関連して電子システム等により J リーグに提出済みのすべての文書および資料は完全かつ正確であること。
- (8) J リーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書および資料を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。
- (9) A F C が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (10) A F C が国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、F I F A が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、「J リーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までに J リーグに通知すること。

3. 基準 L.02 について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [] 年 [] 月 [] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する印鑑登録証明書は、当クラブの代表取締役である [氏名] の [] 年 [] 月 [] 日付印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

4. 基準 L.03 について

- (1) 当クラブの株主及びその持株数・持株比率並びに組織体制は電子システムにより提出する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然

人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。

- ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式または社員権を保有するかまたは取引すること。
- ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員の議決権の過半数を有すること。
- ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
- ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主または社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主または社員議決権の過半数を単独で有していること。
- ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員またはメンバーであること。
- ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
- ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権限を有していること。

5. 基準 F.03 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金（FIFA選手資格委員会、FIFA紛争解決室およびCAS等による最終的で拘束力のある決定によるもの。ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

6. 基準 F.04 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、現在および過去の従業員（適用される「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者並びにユースコーチを含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金（ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

以上

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

宣 言 書

当クラブは、**2020** シーズンの J 2 クラブライセンスを申請いたします。仮に交付拒絶の決定を受ける場合は、J 3 クラブライセンスの審査を行っていただきたく、その旨併せて申請いたします（以下これらの申請を総称して「本ライセンス申請」という）。

また、本ライセンス申請に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「J リーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

2. 基準 L. 01 について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）、アジアサッカー連盟（以下「A F C」という）、J F A および J リーグの規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけ F I F A および／または A F C が関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports（以下「C A S」という）が専属的管轄を有すること。
- (3) F I F A、A F C 及び J リーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできないこと。

- (4) 国内レベルにおいては J F A または J リーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、A F C に公認されている競技会に出場すること。
- (6) 「J リーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 本ライセンス申請に関連して電子システム等により J リーグに提出済みのすべての文書および資料は完全かつ正確であること。
- (8) J リーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書および資料を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。
- (9) A F C が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (10) A F C が国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、F I F A が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、「J リーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までに J リーグに通知すること。

3. 基準 L.02 について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [] 年 [] 月 [] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する印鑑登録証明書は、当クラブの代表取締役である [氏名] の [] 年 [] 月 [] 日付印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

4. 基準 L.03 について

- (1) 当クラブの株主及びその持株数・持株比率並びに組織体制は電子システムにより提出する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然

人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。

- ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式または社員権を保有するかまたは取引すること。
- ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員の議決権の過半数を有すること。
- ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
- ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主または社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主または社員議決権の過半数を単独で有していること。
- ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員またはメンバーであること。
- ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
- ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権限を有していること。

5. 基準 F.03 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金（FIFA選手資格委員会、FIFA紛争解決室およびCAS等による最終的で拘束力のある決定によるもの。ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

6. 基準 F.04 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、現在および過去の従業員（適用される「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者並びにユースコーチを含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金（ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

以上